

○立命館慶祥育英奨学金規程

2002年12月11日

規程第580号

(名称)

第1条 立命館慶祥高等学校(以下「本校」という。)に、立命館慶祥育英奨学金(以下「奨学金」という。)として、中高一貫奨励奨学金(以下「中高一貫奨学金」という。)、スカラシップAおよびスカラシップBを設ける。

(目的)

第2条 中高一貫奨学金は中学校在学中に特に優れた成績または諸分野で特段の成果をあげた立命館慶祥中学校出身者に対して、その努力の継続を励ますことを目的とする。

2 スカラシップAおよびスカラシップBは、中学校での学業成績が特に優秀な立命館慶祥中学校以外の中学校出身者に対して、立命館アイデンティティの醸成や学力向上を促し学びの牽引役となるよう励ますことを目的とする。

(募集)

第2条の2 奨学生の募集については、この規程によるほか、第4条に定める選考委員会において必要な事項を決定する。

(申請資格)

第3条 奨学生は、以下の各号に該当する者から選考する。

(1) 中高一貫奨学金

立命館慶祥中学校に在学する入学志願者で、中学校在学中に諸分野で特段の成果を修め、かつ中学校3年前期末の学習成績が当該学年上位30位以内の者

(2) スカラシップA

立命館慶祥中学校以外の中学校に在学する入学志願者で、3年次1学期もしくは前期までの内申点が北海道地区における計算において296点以上の者、または北海道地区以外の中学校に在籍する志願者については、北海道地区の計算方法で換算した内申点が296点以上となる者

(3) スカラシップB

立命館慶祥中学校以外の中学校に在学する入学志願者で、3年次1学期もしくは前期までの内申点が北海道地区における計算において276点以上の者、または北海道地区以外の中学校に在籍する志願者については、北海道地区の計算方法で換算した内申点が276点以上となる者

(出願手続)

第3条の2 奨学生に出願する者は、所定の書類を期日までに本校校長に提出しなければならない。

(選考委員会)

第4条 選考委員会（以下、委員会という）を本校におく。

2 委員会は、奨学生の採用選考、継続、取消、奨学金返還の審査を行い決定する。

3 奨学生の採用選考は、成績資料、および諸分野の実績資料など、別に定める書類にもとづき行う。

4 委員会は以下の構成とする。

委員長 校長

委員 副校長、教頭、事務長、校長が指名する者若干名

(給付金額)

第4条の2 奨学金の給付金額は、次のとおりとする。

(1) 中高一貫奨学金 年額300,000円

(2) スカラーシップA 当年度の授業料年額から北海道立高校（全日制）の授業料年額を減じた額（年額）

(3) スカラーシップB 当年度の授業料年額の半額から北海道立高校（全日制）の授業料年額を減じた額（年額）

2 奨学金は、継続基準を満たした者に対して、3年生まで毎年継続して給付する。

(採用人数)

第5条 奨学金の年度毎の新規給付者は、中高一貫奨学金10名以内、スカラーシップA10名以内、スカラーシップB10名以内とする予算の範囲内で立命館慶祥高等学校奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

2 この奨学金は、他の奨学金との重複受給を妨げない。

(採用手続)

第6条 奨学生に採用が決定した者は、別に定める採用手続書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(給付時期)

第7条 奨学金の給付は、当該年度の4月に行う。

(継続基準)

第8条 奨学生が、進級後に継続して奨学金の給付を受けるためには1年および2年修了時

に、当該学年の学業評定平均値3.8以上の成績でなければならない。

(報告)

第9条 奨学生の採用については、選考結果等を一貫教育委員会に報告しなければならない。

(取消)

第10条 奨学生が、以下の各号のいずれかに該当する場合、委員会は奨学生の採用を取り消し、奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

- (1) 就学の継続が不可能なとき。
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
- (3) 学校内外において、反社会的な行動または著しい人権侵害をおこなったとき。
- (4) 本校学則にもとづく懲戒処分を受けたとき。
- (5) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

(返還)

第11条 前条第1号から第5号により奨学生の採用を取り消され奨学金の返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して4週間以内に所定の奨学金を返還しなければならない。

(内規)

第12条 その他必要な事項は別に定める。

第13条 削除

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2002年12月11日から施行し、2003年度入学生から適用する。

附 則 (2004年11月24日育英的奨学制度見直しに伴う改定)

この規程は2004年11月24日から施行し、2005年度入学生から適用する。

附 則 (2006年1月25日入学試験方式の新設等に伴う一部改正)

この規程は、2006年1月25日から施行し、2006年度入学生から適用する。

附 則 (2008年3月12日組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正)

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則 (2009年7月8日コース区分および選考基準の見直しに伴う一部改正)

この規程は、2009年7月8日から施行し、2010年度入学生から適用する。

附 則（2011年7月27日給付金額の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2011年7月27日から施行し、2012年度入学生から適用する。
- 2 2011年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（2014年5月21日奨学金の目的、申請資格、給付金額、採用人数および取消事由の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2014年5月21日から施行し、2014年4月1日から適用する。
- 2 前項にかかわらず、2014年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2015年7月8日 奨学金の目的、申請資格、給付金額および採用人数の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2015年7月8日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2016年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則（2019年8月1日給付金額および継続基準の変更に伴う一部改正）

- 1 この規程は、2019年8月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、2020年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。